

を目指して競争し、教員になるというのでは、本當の資質など養われないのではないか。私は、大学までの教育の基本的なあり方が人間教育としてであります。かなりの部分、人間教師としての資質が形成されていくと考えております。ここまで踏み込んだ議論がないままに、資質向上が研修や資格向上に結びつけられるということには反対せざるを得ません。

また、ペテラン教員よりも、若い教員のフレッシュな感覚や行動が、子供たちを引きつけるという側面が多くあることも十分踏まえた上で資質論でないと、資質向上が図らなければ圖らるほど、子供から教員が遠ざかっていくような気がいたします。これが第三の反対理由であります。

第四に、私は、例えばサバティカルイヤーのような形で、教師に社会的な体験の機会を保障すること、あるいはさきに述べましたように、大学の夜間課程などで社会人が学び、免許を取得するという形で学校の閉鎖性を是正したり、大学での教員養成という原則の維持を考えていくべきであつて、今回のよろづや特別免許状制には反対であります。

ILO、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」の第九十五条の(1)は、「教員は、給与の全額または一部を支給される研修休暇をときどき与えられるものとする。」としておりますが、法改正の審議の過程では、残念ながらこうした観点は余り見られませんでした。また、教育職員養成審議会の答申の中でも、今後の課題として見送られておりま

す。

教職に関するさまざまな研修への自主的、主体的な参加だけでなく、こうした休暇を利用した社会体験の機会を設けることが、安易な社会人活動によって教員の専門職性強化との間に矛盾をつくるよりはペターではないかと考えておりまます。また、この休暇を設けることは、教員がフレッシュな感性を取り戻すことにもつながるのではないかと考えております。

現在でも、大学では二部、聴講生制度、通信教

育の形で社会人が教員免許に必要な単位をとれるようしております。大学での教員養成という戦後改革の原則を貫くとしますと、前にも述べましたように、現在のこの形での教員養成を、条件整備によつて充実させていく方が望ましいのではないかと考へています。

最後に、教育行政機関主体の研修の体系化による資質向上策は、学習指導要領による教育内容統制とも絡んでおり、反対せざるを得ません。昨年十二月の教育課程審議会答申では、教員養成と現職研修の改善が最後の方で提言されています。つまり、教育課程審議会の答申に沿つた教育課程をこなせる教員が求められております。しかしながら、この答申には社会科の解体、再編、道徳教育の強化などの内容への強い批判がありましたことは御承知のとおりであろうかと思います。教育の内容を国がある方向へ持つていくこと、そしてそれを教員に強制していくことは、戦前の

ような教育の徹底した国家統制への反省から生まれました戦後の教育改革を否定するものであります。

やはり反対せざるを得ません。

この点と関連しまして、専門職として教職を位置づけるのであれば、自主的、自発的な研修を基礎にした研修のあり方を全体的に、教員参加のもととする。教員団体との協議に基づいて構想すべきであると思うのですが、その点の考慮もなされておりません。行政主導の研修体系化のものと

専門職制の確立についてあります。すなわち、現行免許法は専門職としての教員の資質、能力の保持と向上を図るために、各校種に応じた免許状を所持すべきことを定め、かつ中学校及び高等学校においては担当の教科についての免許状を持たなければならぬものとしているのであります。

しかしながら、他方、近年の急速かつ広範な社会変化や教育内容の多様化等に伴い、例えは高等学校において情報処理関係の学科が設置されるなど、新しい教育課程が編成されてきております。また、クラブ活動等の多様化が見られます。このような分野については、大学での教職課程を履修し免許状を取得した者を充てるよりは、免許状を有しなくとも、社会での実体験に裏づけられた深い専門的学識、技能を身につけた者を充てる方が児童、生徒の多様な適性やニーズにも対応でき、教育効果も大きいと考える場合が少なくないのであります。

その他のいろいろ述べたいことがございますが、とりあえず以上の五点を述べさせていただきま

す。

次に、高倉参考人にお願いいたします。

○参考人(高倉邦君) 筑波大学の高倉でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対しまして、早期に成立を図るべきであるとの立場から意見を申し上げます。

現行免許法の基本理念といしまして三つが挙げられています。一つは、免許主義の徹底と

教職課程履修による専門職制の確立、二つ目に、現職研修の重視が挙げられます。私は、これら三つの基本理念に即しまして、今回の免許法改正の必要性と妥当性について、具体的に私の意見を申し上げたいと思います。

第一に、免許主義の徹底と教職課程履修による専門職制の確立についてあります。すなわち、現行免許法は専門職としての教員の資質、能

力の保持と向上を図るために、各校種に応じた免許状を所持すべきことを定め、かつ中学校及び高等学校においては担当の教科についての免許状を持たなければならぬものとしているのであります。

しかししながら、他方、近年の急速かつ広範な社会変化や教育内容の多様化等に伴い、例えは高等学校において情報処理関係の学科が設置されるなど、新しい教育課程が編成されてきております。また、クラブ活動等の多様化が見られます。このような分野については、大学での教職課程を履修し免許状を取得した者を充てるよりは、免許状を有

しないで、教職以外の専門家の適切な活用につきましては、既に一九七五年のユネスコ「教員の役割の変化と教師教育に関する勧告」にも見られるところであることをつけ加えさせていただきたいと考へます。

第二に、大学における開放制の教員養成についてあります。すなわち、高度の教育内容を提供する大学教育において、教員に必要とされる広い教養と深い専門的学識が養われるものと考へすべきであることは教職員団体との協議に基づいて構想すべきであると思うのですが、その点の考慮もなされておりません。行政主導の研修体系化のものと

考へております。

このように、一方では免許主義の原則、他方では免許状を有しなくても、社会での実体験に裏づけられた深い専門的学識、技能、経験等を身につけた者を教育界に誘致する必要があり、両者の調和を図りつつ特別非常勤講師制度を創設することにより、学校教育の多様化に有効に対応することができます。なお、特別

非常勤講師の制度の運用に当たっては、免許状の授与権者である都道府県教育委員会の許可、つまり禁止の解除が前提とされておりまして、さらにその際に審査を行ふ等のことにより、教員の資質、能力の低下を招くことはないと思います。すなわち、免許主義の原則に反するものではないと考える次第でござります。

また、教職以外の専門家の適切な活用につきましては、既に一九七五年のユネスコ「教員の役割の変化と教師教育に関する勧告」にも見られるところであることをつけ加えさせていただきたいと考へます。

第二に、大学における開放制の教員養成についてあります。すなわち、高度の教育内容を提供する大学教育において、教員に必要とされる広い教養と深い専門的学識が養われるものと考へすべきであることは教職員団体との協議に基づいて構想すべきであると思うのですが、その点の考慮もなされておりません。行政主導の研修体系化のものと

免許状の制度を創設する必要が認められます。免許状制度の創設は、大学における教員養成の原則との間に調和がとられているものと考へるものであります。

なお、学校現場においては、特別免許状制度の創設等社会人活用について一部に拒絶反応があるようですが、教員の資質、能力の向上は、学校現場の意向よりも、児童生徒という教育を受ける側の立場や利益に立って考えるべきものであります。児童生徒ないしは父母の立場に立てば、教員組織の多様化、活性化は望ましいと考えられますし、これらの制度が適切に運用され定着すれば、拒否反応もなくなるものと考えるものであります。

部に、今回の免許基準の引き上げは、一般大学においては対応できず、開放制の教員養成の原則を否定するものであるとの批判がございます。しかしながら、教職は本来高度の専門職であり、教員を志す者は、単に専門教科についての知識ばかりではなく、個々の児童生徒等の適性や発達段階に応じた実践的な指導力を十分身につけておくことが不可欠であります。特に、今日のように、いじめ、非行、登校拒否等の困難な問題が生じていることを直視すれば、生徒指導やカウンセリング等に関する知識、技能が一層要請されるものであります。

また、情報化、国際化に代表されるように、学校教育を取り巻く社会の状況は急速に変化しておりますし、学校教育についても、学習指導要領の改訂等、教育内容、方法の改善が図られているところであります。今回の免許基準の引き上げもこのようないくつかの観点からの措置であり、このことは開放制の理念のもとで教員養成の効果を上げるためにも重要な手立てであると考えられます。

開放制の原則について考えてみますと、教員と同じ専門職と考えられる医師、裁判官につきましては、大学を修了するだけでは資格は得られず、それぞれ医師国家試験、司法試験の合格によりその資格を取得できるものであります。これに対する教員の場合は、教職課程の修了をもつて免許を得てできるものであり、それだけに教職課程を設置する大学の社会的責務は大きいものがあると

考えております。この責務を認識し、学校教育を取り巻く社会の状況の変化、学校教育の内容、方法の改善に対応して、教職課程のカリキュラムに適宜改善を加える努力をしている大学にとって重要なわち、現行制度では、普通免許状は一級免許状と二級免許状に区分されているのであります。が、他の種類の免許状または他の教科の免許状を取得する場合は、一定の現職経験と単位修得によることがでできるという方式を設けております。これは現職研修を重視し、教員が研修を積むことにより自発的に高度の資質、能力を備えることを期待するものであります。

今回、専修免許状を新設し、特定分野において高度の専門性を身につけた者を教育界へ招致するとともに、現職教員の修士課程等における自発的な単位履修意欲を喚起する方策を講ずることは、この現職研修の重視の原則に沿うものであります。今日、養成と研修の統合、つまりインテグレーションはいわば世界的な常識となつており、研修にプライオリティーが置かれるべきだという主張がOECDの政府間会議でなされていることについても想起すべきであると考えております。

なお、一部に免許状の三種類化は、学歴主義を助長するのではないかという危惧の声がございます。しかし、三種類の免許状はいずれも普通免許状である教諭の免許状であり、担当し得る教育活動は何ら変わることろがないということを考えれば、一部にある御懸念は、全くの杞憂にすぎないと言ふべきではないかと考えております。

私は、給与の面でもここで十分な配慮をする必要があります。その第一の理由は、学部から直接に修士課程に進学し、そしてその課程を修了して教員に就職免許状取得者の待遇について申し上げたいと思います。

するというケースの場合には、これは三号俸のプラスがなされております。ところが、現職の教員がリカレン特教育の形態でもつて修士課程二年間を履修したというような場合には、その二ヵ年が二号俸として加算されるという形をとりまして、そこには三対二という数の開きが出てくるわけでございます。これについてもいろいろ御議論のあることは十分承知しておりますけれども、このあたりも十分御考慮の上、何らかの配慮が必要ではなかろうかとというように考えております。

もう一つの理由は、国際的な関係で申しますと、いろいろな国の事情を通観いたしますと、何らかの形でより高い程度の免許状を取得した者なれば、長期の研修を積んだ者に対しては、給与の面で優遇策がとられるというのが一般的傾向である。こういったことをつけ加えさせていただきたい、こういうように思います。

最後になりましたけれども、ややオーバーな言葉かもしれませんが、教育はまさに国家百年の計であり、しかも国家社会の発展の基盤を培うものであります。この意味で次の世代の日本を担う青少年を育成することは、一日たりともゆるがせにできない課題であります。青少年の教育の成否を左右する教員の養成、免許制度の基本理念に照らしても、今回の教員の養成、免許制度の改善はぜひとも必要なものでありますので、本法案が早期に成立することを祈念しております。

○委員長(杉山令壁君) 高倉参考人、ありがとうございました。

次に浪本参考人にお願い申し上げます。

○参考人(浪本勝年君) 立正大学の浪本勝年でございます。研究分野といたしましては、教育法、教育政策を専攻しております。現在、教育法の専門学会である日本教育法学会の理事及び教員養成問題の研究団体である全国教員養成問題連絡会の事務局長をやつております。

今回の教育職員免許法等の一部を改正する法律案については、問題点が余りに多いと思いますので、良識の府と言われるこの参議院で審議未了、

対の立場からこの教免法改正法案の問題について参考人としての意見を述べさせていただきます。

まず、大きく二つに分けまして意見を述べたいと考えます。

初めに、この法案の基本的な特徴及び問題点について、次にこの法案の個別具体的な問題点について意見を申し述べます。

まず、この法案の基本的な特徴及び問題点について次の三点を指摘したいと考えます。

第一は、この法案には、臨教審答申が「今次教育改革で最も重視されなければならないものとして、他のすべてを通ずる基本的な原則」として取り上げた「個性重視の原則」が全く反映していないという点であります。逆に教師に関するでは国家統制が目立ち、結果として個性無視の原則で貫かれているといつてもよいものとなつております。

第二は、現行教育職員免許法は、第一条で「教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。」とうたい、第三条では「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならぬ。」と規定していますが、今回の法案の内容は、教員の資質の向上に名をかりて、教育及び教員の統制を企図すると同時に、免許教員をも公認するという点で、免許法の秩序、教免法の理念をみずから内部崩壊させていくという基本的矛盾を犯している、すなわち墓穴を掘ることになつてゐるという点であります。

第三は、この法案の内容が教師や大学の行つてゐる自主的努力を評価し、奨励するといった方向ではなく、逆に基本的には教師不信、大学不信の上にでき上がりつてゐるという点であります。

次に、大きな二番目の問題、すなわちこの法案の個別具体的な問題について述べさせていただきります。

まず第一は、普通免許状の学歴別三段階化に関する問題についてであります。

現行免許法は普通免許状に一級及び二級を設けています。今回の法案はこの普通免許状の種類を

ます。したがって、単位認定を大学で行つた上で、都道府県教育委員会が免許状の授与を行うようにすべきであります。

四つ、特別非常勤講師制度においては、その講師が教科にせよクラブ活動にせよ、責任が不明確なままで実質的に学校の教育活動にかかわることになります。したがって、免許状保持者から委嘱あります。

第四は、社会人の活用に関する問題についてであります。

今回の法案は社会人活用に重要なねらいを置いています。しかし、社会人活用の観点から特別免許状、免許状を必要としない特別非常勤講師や、

一年間の教職特別課程の制度を創設することは、その乱用の危険性及び教職の専門性とのかかわりで大きな問題を含むものであり、その導入には賛成しがたいのであります。特に、都道府県教育委員会が具体的な採用候補者について教育職員検定を実施し、その合格者に授与する特別免許状の創設は、大学において教員養成を行ふという原則を否定するものであります。また、特定の大学、国立教員養成系大学になるでしょうか、特定の大

学に設置することになるであろう一年間の教職特別課程は、通常の教職課程に大きなゆがみをもたらしかねないものであります。

第五は、法律事項としての免許教科の意義についてであります。

中学校及び高等学校の教員の免許状は、各教科について授与することとなつております。その教科の名称が法律で定められています。ところが、今回の法案では、新しい教科が設けられる場合には免許教科を法律事項から外し、省令で決められるようによつとしているのであります。

しかし、政策当局の主張するこのようない例外的措置は、とかくエスカレートする傾向が強く、しかもそれが恣意的ななされる場合が多いのであります。したがつて、少なくとも国会のチェックを受けることが必要で、免許教科を法律事項の枠から外すことは将来に大きな禍根を残すこととなる

でしょう。もし免許教科の省令事項化が可能となるいはリーダー、こういう役割というものについての教育といいますか資質を養わなければなりません。教師という世界の中で、教育といいう世界の中となつていて高等学校における新しい教科、すなわち社会科にかわつてその登場が予定されてしまいます。地歴科及び公民科がその適用を受けることは間違いないところであります。

最後に、教員養成に関する政府、教育行政機関の基本的役割は、憲法、教育基本法の精神からして、あくまでもその外的条件整備が基本であることに思いをいたし、その責務の遂行にこそ全力を尽くすことによつて子供、生徒、学生、父母、教職員、さらには国民の期待にこたえられるよう切望し、私の意見陳述を終わります。

○委員長(杉山令義君) 渡本参考人ありがとうございました。以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

なお、参考人の皆様に申し上げます。各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、お答えはできるだけ簡潔にお願いをいたしました。以上存じます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。第五は、法律事項としての免許教科の意義についてであります。

○安永英雄君 辰野参考人と高倉参考人の論旨と

いうのは大体よく似ておつたので、辰野参考人に質問をいたしたいと思います。

今御意見を承りまして、高度の専門性というものが身につければならないということを強調されたわけであります。私は、もちろん大お話をありました。この一般大学というのを切つて捨てるというふうな考え方があるんじやないですか。そういう能力のないところはもう教員養成課程というものは切つてしまえ、短大も切つてしまえ、残るのは国立大学、昔の師範学校、あなたたの説では、この程度の単位が上がつたぐらいでへこたれちゃならぬので、この種の努力は当然そういったところもやるべきだという無慈悲なお話をありました。この一般大学というのを切つて捨てるというふうな考え方があるんじやないですか。そういう能力のないところはもう教員養成課程といつものだけを意図して申し上げたものではありません。

例えば、現在学校で学習意欲が低下した子供がふえてきたとか、あるいは学業不振の子供がふえてきた、あるいは登校拒否というふうな問題のある子供があふえたというふうなことにつきまして、四年制の大学で見ますと、教員養成、まあ私どもはその専門の責任を担つておるわけでござりますが、実際のカリキュラムを見ましても、カウンセリングというふうなものについての知識、技能といふようなものを身につけさせる時間的な余裕といふものが少ないのでござります。したがつて、これはやはり大学院の修士課程においてその面の知識、技能を身につけさせる。そういう知識、技能を身につけた者が学校現場に臨みまして、その学校で中心的な役割を果たしていくことによつて、私は今日のいろいろの問題もある程度解決で

性をつけるというその目的等について、経営者とかあるいはリーダー、こういう役割というものについての教育といいますか資質を養わなければなりません。教師という世界の中で、教育といいう世界の中でも、あなたのなかで經營者としての資格をそこで教えられませんが、例えば専修免といいうものをつけて、その専修免というものを取得するための講義で、あくまでもその外的条件整備が基本であることを思いをいたし、その責務の遂行にこそ全力を尽くすことによつて子供、生徒、学生、父母、教員、さらには国民の期待にこたえられるよう切望し、私の意見陳述を終わります。

それから二番目に、一般大学、私も随分調査をいたしましたが、今度の単位の増加によって、あらぬのじやないかというふうなところもある。あるいは、とにかくこの免許法通つたらどうするんだという、特に私立大学等の教員養成課程を持つておるところはこれは不安で、まことにかく今の単位をこなしていくというだけでも必死になつて、いっぱいいつぱいなんだけども、これがふえたら我が校としてはどうするんだという大混乱に今入つておる。

あなたの説では、この程度の単位が上がつたぐらいでへこたれちゃならぬので、この種の努力は当然そこそこもやるべきだという無慈悲な

たがそいつた考え方を持つておられるとすれば、あなたの今のお話をからいえば当然なことのよくなさもするが、具体的にどういう、例えば専修免といつた考え方を持つておられるときには、これはもう一種あります。教師という世界の中で、教育といいう世界の中でも、あなたのなかで經營者としての資格をそこで教えられませんが、例えは専修免といいうものをつけて、その専修免といいうものを取得するための講義で、あくまでもその外的条件整備が基本であることを思いをいたし、その責務の遂行にこそ全力を尽くすことによつて子供、生徒、学生、父母、教員、さらには国民の期待にこたえられるよう切望し、私の意見陳述を終わります。

○参考人(辰野千壽君) それではただいまの御質問につきまして私の立場からお答えを申し上げます。

第一点、まず高度の専門性というものにつきまして、これはどの職業領域におきましてもだんだんに知識、技能というものを深めていくことが必要である、それが自己研修で可能であるということは最も望ましい形かと私は思いますが、養成段階におきましては、私は、その基礎、基本になるいはもうこの養成大学というのはやめなきやらぬのじやないかというふうなところもある。あるいは、とにかくこの免許法通つたらどうするんだという、特に私立大学等の教員養成課程を持つておるところはこれは不安で、まことにかく今の単位をこなしていくというだけでも必死になつて、いっぱいいつぱいなんだけども、これがふえたら我が校としてはどうするんだという大混乱に今入つておる。

あなたの説では、この程度の単位が上がつたぐらいでへこたれちゃならぬので、この種の努力は当然そこそこもやるべきだという無慈悲な

きるのではないかという意味で、今カウンセリングを例に申し上げましたけれども、それぞれの領域において高度の専門性あるいは専門的な知識、技能というものが必要ではないかというふうに考えておるわけでございます。特に、先ほど申し上げましたように、学校の管理職を養成するとかいうふうなことで申し述べているものではございません。もちろん、そういう管理運営と申しますが、学校の経営について識見もあり能力のある者が育つていくことは望ましいことは思いますが、ども、高度の専門性というものが、これだけに限られるというふうには考えておりません。

それから、第二の御質問の点でございますが、

今度の教職専門科目の履修単位を引き上げる、あ

るいは教職科目の幅を広げるというふうなことが

一般大学の教員養成を不可能にするのではないか

という御指摘でございますが、私は、一般大学に

おきましても、本当に今日必要とされる教員を養成しようと思うならば、それぞれの大学において

自由選択科目とかいう、そういうゆとりをなお

持つてあるんじやないかというふうに考えるわけ

でございます。ですから、すべての学生にそれを

強制するわけじやございませんし、自分は教員にならうという意欲のある者であるならば、それ相応の努力が必要ではないか。私は、昔の教員と今

日の教員では求められるいわゆる力量というものがかなり幅があり、難しくなってきてるんじや

ないか。子供の興味、関心が多様化するとともに、

先生の方、教員の方におきましてもかなり力量を

必要としておる。したがいまして、私はそれぞれの一般大学が自分のところも教員養成をしようといふならば、大学はもちろん、それを志望する学

生もやはりそれ相応の努力が必要ではないか、これは実際には可能ではないかというふうに考へてございます。

それから、第三番目の給与の点でございますが、これは努力をいたしましてそれ相応の研さん

に励んだ者については、やはり給与という面からも配慮する必要があるのではないか。特に教育界

に人材を得ようとするならば、精神論とかあるいは理想論からいえば、いや先生というものは金のことは言わないんだとは言うものの、一般社会の常識から見ますと、学生の就職活動などを見ましてもやはり給与の高い方へ流れていく傾向は、これは否定できないと思うんです。したがいまして、私は大学あるいは大学院等において努力をした者についてはそれ相応の給与は配慮することが必要ではないか、こういう趣旨で申し上げたわけ

でございます。

○安永英雄君 嶺井先生にお願いをします。

社会人を教師に活用する、この一連の特別制度が今度の免許法の中に盛り込んであります。無免許の特別非常勤講師、それから教育委員会の検定による特別免許状の授与、一年間で正規の免許状が取れる教職特別課程の設置、こういうことですけれども、今もお話をあったように教職の専門職、これを原則として強く進めていこうというのに反しまして、他方、私はこれはもうはつきり言つて無資格者と思うんです。この無資格者やそれと同様の社会人、こういった者を活用するといふことは同じ法案の中でも、免許法の中でこれは相矛盾する考え方だと私は思うんです。いろいろ申し上げたら時間がありませんけれども、この点について先生の御意見を承りたい。

○参考人(嶺井正也君) 今、安永先生がおっしゃいましたように、私も矛盾すると考へておりますが、既に今の養成段階でも、例えばさきに述べましたが、社会人の活用が今回強調されておりますが、既に夜間課程でありますとか聴講生でありますとか、あるいは通信生では本当に意欲を持つて教員になろうという社会人が既に存在しております。社会人の活用が今回強調されておりますが、既に夜間課程でありますとか聴講生でありますとか、あるいは通信生では本当に意欲を持つて教員になろうという社会人が既に存在しております。

あなたたの学校はほとんど就職するかもしれません、どうですか、そこら後で言つてください。だから言えるんじやないかと思うんだけれども、全国で約九万人おるんです。あなたの学校はほとんどの就職するかもしれません、どうですか、そこら後で言つてください。これは数が限られておりますから、現在全国で九万人の、とにかく臨時の任用をされた者、臨時教員、こういった形の人もその中にはいるかもしれません、しかし、これは正規の教員として採用されない、しかしこれは正規の教員として採用されない。これだけの者がいるということであれば、別に民間から持つてきて、盛んに先ほどから申しますと、民間人を持つてくれば学校の中が活氣づくとかいろいろ言いますけれども、少なくとも、教員になろうと思つて一生懸命に、学長以下養成した者がたくさんおる、こういった者をまず私は採用できるような方途をとるのが学長の仕事じやかるうか、こう思つんであります。これはひとつ辰野さん、学長として、教員養成をやつておる大学の責任者としてそちらの兼ね合いをどう考へられますか。

○参考人(辰野千壽君) それではお答え申し上げます。

第一点のこの目的大学におきましても卒業生が全員就職できないという現状において、社会人を登用することはいかがかという御意見でございます。その点についてはいろいろのお考え方があると思いますが、私見を申し上げますと、私は教員養成を目的とする専門大学におきましては、先ほど来て申し上げましたように、今日の社会的要請にこたえ得る実力のある、あるいは指導力のある教員を養成したいということで全力を尽くそうと努力をしておるわけでございます。しかし、残念ながら全員一〇〇%就職ということは現在の事情では難しいございますが、できるだけ教員を志望する学生についてはその期待にこたえ得るように大学としても努力をしておるところでございます。その点は御理解をいただきたいと思います。

第二番目に、それなのに社会人といふうなものの登用することについてはいかがかという御意見でございますが、私、自分のところの教育を見ておりましても、四年間ではあらゆる領域において万能型の教員を養成するということは實際には難しいんです。私どもは小学校教員養成を、自分のところを例にして申しわけございませんが、小学校教員養成を受け持つておるわけでございますが、現在、八教科をすべて担当し得ること、八教科を全部持ち得ること、しかもやはり水泳もできなくちゃいけない、それから音楽、美術、体育等の実技についても指導できなければいけないというふうにいろいろの要請がございます。そういうものを実際に四年間でこなしていきます場合には、必ずしも深みと申しますが、高度の知識、技能というようなものを身につけさせることは難しいわけでございます。しかも社会が非常に変化している。先ほど来どなたか参考人の中で御指摘もございましたけれども、今日のコンピューターとかいろいろなものが入ってきますと、それをすべて一人前に育てるということはやはり難しいわ

したがつて、私は、目的大学で養成する教員につきましては、現在の学校あるいは将来の学校を考えた場合に、その基礎、基本を十分にこなし得る教員を養成して、そうして時代の変化に伴つて起つてくるその必要な領域につきましては、その時代におけるやはり教員の免許状というふうなものを持つていなかつた社会人というふうなものにも便宜を圖りまして、そういう方々の知識、技能というものを学校教育に入れていたくのが今日のような複雑な社会における学校教育には適応しているんじやないか、むしろ積極的にそれを考へた方がいいんじやないだらうかというふうに今考えるわけでございます。

しかも、今日の学校教育の子供は非常に多様化しております。能力、適性あるいは興味、関心

の面から見ても非常に多様でございます。したがつて、すべての子供の興味、関心に合つた教育

といふものを行うことはやはり大変な努力が必要でございますので、その興味、関心のあるところ

をできるだけ生かしていくには、やはりそれ相応の教員というものを用意していく必要があるといふふうなことで、社会人の方をお願いするというのもそういう面から積極的に意義があるんじやないだらうかというふうに考へる次第でございま

す。

以上でございます。

○安永英雄君 それは私は大学の教育が間違つてゐると思います。あなたが今言う、社会人も必要だといふその点を四年間でもつてたたき込めばいいわけです。そこらのことは言わず、自分のところといった、コンピューターも使い切らぬと、だから社会人を持っていく、そういう無責任などよ。

次に嶺井先生にお聞きいたしますが、この教員免許状取得に要する大学の最低履修単位が大幅に引き上げられた、それから授業科目も全面的に改編する。このことは、これは時間があれませんけれども、私は随分研究してみましたけれども、各

養成大学のカリキュラムの編成等を見てみますと、いっぽいいっぽいですね、今そこで、その考えた場合に、その基礎、基本を十分にこなし得る教員を養成して、そうして時代の変化に伴つて起つてくるその必要な領域につきましては、その時代におけるやはり教員の免許状というふうなものを持つていなかつた社会人というふうなものにも便宜を圖りまして、そういう方々の知識、技能というものを学校教育に入れていたくのが今日のような複雑な社会における学校教育には適応しているんじやないか、むしろ積極的にそれを考へた方がいいんじやないだらうかというふうに今考えるわけでございます。

しかも、今日の学校教育の子供は非常に多様化

しております。能力、適性あるいは興味、関心

の面から見ても非常に多様でございます。したがつて、すべての子供の興味、関心に合つた教育

といふものを行うことはやはり大変な努力が必要でございますので、その興味、関心のあるところ

をできるだけ生かしていくには、やはりそれ相応の教員というものを用意していく必要があるといふふうなことで、社会人の方をお願いするというのもそういう面から積極的に意義があるんじやないだらうかというふうに考へる次第でございま

す。

そこでやつぱり今後はいっぽいいっぽいになつ

てくると、文部省の意向というものをそのままも

う詰め込んでいっぽいいっぽいになる。かつて戦

時中の師範教育がそうだったように、いわゆる国

家の考え方、文部省の考え方というのではもうそ

うもはや文部省あたりが要求しておる単位をこな

すのにいっぽいいっぽいで、窮屈なものだらうと

いうカリキュラムのところが余裕がだんだんな

くなつてきておる。それ以上になつてくると、も

うもはや文部省あたりが要求しておる単位をこな

す。

○安永英雄君 終わります。

○柏谷照美君 辰野先生にお伺いいたします。

私は、先年、上越教育大の大学院の生徒に

一的な教員というものができてくる。これはもう

開放性の一一番果たさなきやならぬところでありま

すが、個性豊かな人間的な魅力を持った教師、力

ムとは言つていませんでしたけれども、私はそれ

自身受けてきた人間なんですけれども、そういう

やつぱりこの戦後の教育の新しい方向というもの

に逆行しながらよくような気がする。第一、当該

の学校はもうとにかく余地がない、今度加えられ

た単位で。そういう現状を私は知つてゐるんです

が、どうでしようかね、そういう点。

○参考人(嶺井正也君) 二つほど論点があつたか

と思うんですが、一つは単位数が上がることに

よつてカリキュラム編成が窮屈になつて一方的な

教員養成になつてしまふのではないかということ

をお話ししされましたけれども、現実的に目的大学

では非常に細切れの単位でカリキュラムが組まれ

ております。非常に窮屈な状況にあるというふ

うに私は思つております。それがより一層強化さ

れるのではないか。今安永先生がおつしやつたとおりであると思います。

二つ目は、開放性の問題とかかわっていると思

うですが、私立大学等では免許基準が引き

上げられますと、現在でも私立大学なかなか教員

合格者がない。それから私立大学の財政はなかなか

かふやせられない。それから先生の手当をすると

にも予算がないということになりますと、私立大

学では、もしかしますともう教職課程要らないと

いうふうに経営者側が言つてこないとも限らな

い、そういう危惧を持つております。そうします

と、一般の私立大学では教員免許の帽がだんだん

狭まつてくる。そうなりますと、やはり開放性原

則が崩れてくると思ひますので、先生のおつ

しゃつたとおりではないかと考へております。

○安永英雄君 終わります。

○柏谷照美君 終わります。

上越教育大にも三分の二是大学院の生徒で現職

者を入れなければならない、というのがあります

ね。ここに入れてもらうためには、校長先生のお

墨つき、教育委員会のお墨つきがなければ入れな

い。私はそれはおかしいと思うんですね。例え

ば全国なら全国、教育大学の大学院に行きたい人は

何人いるか、その中で、その大学院の枠はこれだ

けしかない。じゃ、その枠に当てはめるには、一

体何人どういうふうな形で選考するかなりいで

すけれども、そうじゃないんです。おめがねにか

なつた人しか入れないと、こういう不合理の

中で、私はやつぱり問題がある制度だというふう

に思います。そういう意味で、公正に専修免が取

れる条件を与えられるようにするためにはどのよ

うなことが考えられるかということをお伺いした

い。

それから、私の時間は二十七分までなので、あ

と五分しかないんですけど、嶺井先生に、そ

ういうことも含めて、何かちよつといい免許状と

何か位を取りますと、月給が上がるというよう

な制度をとつてある国もほかにありますね。そ

ういうようなところは一体どのように状況が出てい

るかというふうなことを御存じでしたらお伺い

いたします。

○参考人(辰野千壽君) それじゃ、お答えを申し

上げます。

ただいまの問題は、私はこれから大学教育を見まいりますと、大学院が修士課程をかなり広くそれぞれの大手で設けるようになつてきておる

ことから、私たちが承諾をするといつたしま

るなんですよ。何しろ中曾根前総理だつて総理大臣をしていて、総理大臣の給与ですけれども、まあそういうこ

とで専修免を同じに取つていて、頑張つて専修免

を取つた人を太学院を卒業してきた人と同じにし

かならないと思うんですけれども、まあそういうこ

とで専修免を取つていて、頑張つて専修免

を取つた人を太学院を卒業してきた人と同じにし

る道が大幅に開けてくるんじゃないだろうか。一般大学におきましても理学部、文学部等には大体修士課程というふうなものがありますので、一般大学の方々でも専修免許状を取得する機会はある

それからもう一つは、大学院を出なくても、研修それから経験年数という両方合わせたものによつて専修免許状を取得する道も開かれておるということから見まして、私はそれぞれの人が努力をすることによって専修免許状を取得していく道が開けておるんじゃないだろうか。したがいまして、その専修免許状を取つた者、取得した者については、待遇の面でもやはりある程度配慮しているのがいいのではないかという点を申し上げたわけでございます。

お答えになりましたかどうか。

○粕谷照美君 時間がありませんから結構です。

○参考人(横井正也君) すべてを存じてゐるわけではありませんが、例えばアメリカの幾つかの州等では、修士を取りますと給料が上がるとか、ある一定の研修を受けて、ある一定の条件を満たすとかなりボーナスが出るとか、そういうふうに先生たちの間を幾つかにランクづけをしていて、そして資質を向上させるという、そういうよくなことが確かになされておりますが、アメリカの場合ですと、基本的にやはり教員給与水準全体が低いわけです。低い中でランクをつけて競争を先生たちにさせていくというのは、私はこれは間違つてゐるのではないかと考えております。むしろ先生たちの給与水準、職員も含めて全体の水準を上げることによって、そして学校での働く条件を改善することによって先生たちの研修あるいは研究意欲を高めるという方向でやつていかない、本当の人材を教育界に求めるということにならぬのではないかというふうに思つています。

確かにソ連でも教員の給与は非常に少ないで

す。低いと思います。あの中でも上級教員制度み

たいなものをつくつてやつておりますが、私は、そういう制度はやはり全体としていい人材、人物を教育界に呼び寄せるには不十分ではないかと考えております。

○粕谷照美君 高倉先生に一言だけお伺いいたし

ます。先生、随分子供たちの現状に触れて教員養成はもつと充実しなければならない、こういうお話をいただきました。本当に今の教員養成で欠けている部分というの是一体何なんでしょうか。望ましい教員養成というの是一体どうなんでしょうか。実はあと二分ぐらいしかありませんので簡単に、十分お心のうちが出ないと思いますけれども、お願ひします。

○参考人(高倉翔君) 一口で言つてしまえば、プラクティカルトレーニングということに欠けています、こういうことかと思います。もつと突っ込んで言いますと、理論的な研究あるいは知識中心の養成というものが先行しておりますけれども、それと実態をブリッジするようなそいつた配慮が欠けている、一言で言えばそういうことになるかと思います。それを私はプラクティカルトレーニングと、こういうふうに呼んでおります。

以上です。

○木宮和彦君 参考人の皆様方には大変御苦労さまでござります。

今回の免許法改正、一部改正でございますが、これは私見でございますが、前の現行法に比べて五十五歩百歩で、余り反対だ賛成だと言うのは違つてゐるのではないかと考えております。むしろ先生たちの給与水準、職員も含めて全体の水準を上げることによって、そして学校での働く条件を改善することによって先生たちの研修あるいは研究意欲を高めるという方向でやつていかないと、本当の人材を教育界に求めるということにならぬのではないかというふうに思つています。

確かにソ連でも教員の給与は非常に少ないで

す。低いと思います。あの中でも上級教員制度み

ろが、義務教育では学部卒業と同時に一級がもらえる。もう既にここで差別されている、現行法であります。にもかかわらず、それ以上に給与面でも、義務教育の先生方と高等学校の先生方とは給与面で最初十年ぐらい一緒に、あとだんだん変わってきちゃうんですね。まあ、昔に比べると大分近くなつてまいりました。

特に大學卒業同時、昔はそれは同時のときに高校の教員か小中の教員かによって最初のスタートから変わっておつた。これはやはり明治以降ずっと小中学校の方が、義務教育の方が昔の中等学校、今の中等学校に比べれば先生は楽なんだ、本当に楽しさないんですけれども、そういう意識があつたんじゃなかつたと思うが、そう考えていただくと、今回の改正は私は先生のおつしやつたところのことをむしろやつてゐるんぢやないか、私はそういう思想を持つんですが、四先生いらつしゃいますので余り長くなりりますと困りますので、一言ずつでいいですが、そういう意味において、今度は三つに分けたことについての御感想と私が今反論したこととかみ合わせて、御意見がありましたらひとつ陳述をいただきたいと思います。どうですか。

○参考人(辰野千壽君) ジヤ、お答えいたしました。ただいまの御指摘の点につきましては、私は、おつしやるとおりでございまして、小学校、中学校、そういう教員に対しましても高等学校の教員と同じように扱うべきだということを考えるわけあります。したがつて、高等学校については從来一級があり、今度は大学院を出れば専修免許状になる。したがつて、小学校段階でも中学校段階の教員でも、同じように専修免許状を出すことが可能であります。しかし、現行法を見てみると、これは同じ学校じやないけれども、義務教育の小学校、中学校と高等学校の免許状を見ますと、高校の場合、大学の学部を出でくると二級だし、大学院を出なければ一級はもらえないんですね。そこ

駿年数が加味されまして、必要な単位を取れば自然に一級免許へと変わる、そういう制度になつておりますので、それが今度はやはり研修をきちっと受けないとそれが取れないということになりますと、やはりこれまでの制度とは違つてくるのではないかというふうに私は考えております。

○参考人(高倉翔君) 先生、最初におつしやいました。義務教育とそれから高等学校の教員の給与を非常に疑問を持っておりまして、いろいろ調べてみると、高等学校の先生の方が管理職になるパーセンテージが非常に低いから、その分だけ上乗せして全体でいえばバランスがとれているようになつたんだというような話を聞いたことがあります。これが本当かうそか知りませんけれども、わかるような気もしないであります。

しかし、それはちょっと暴論かもしれません。が、日本ばかりではなくて、やはり教師の給与を決めていく場合に、一般に言つてアカデミックな度合いが高い学校階級の教師ほど給与が高いといふのがどこの国でも一般に見られることだと、こういうことが言える、このことははつきりデータも示しているとおりです。そういう考え方があるかないかと、いうような議論もあるかもしれません。が、日本の給与制度に持ち込まれているんではなからうか。私は、よく引き合いで出されるように、小児科の先生と内科の先生とどちらが難しいんだと。小児科の先生は簡単だから治療費が安くついで、そんな議論が成立しないといふのはむしろ逆ぢやないかと、いうような議論もよく出てまいりますけれども、三人でこんな議論して大変申しわけございませんですけれども、私が言いたいのは、義務教育、高等学校の教員の給与と、いうようなものをもう少し一体としてシングルトラックシステムといいますか、单一給与制度のような形で改定していくべきだと。それと今度の三種化というのは直接関係があるかどうかは知りませんが、何かこの三種類化がシングルトラックシステムの導入にインパクトになれば私は大変ありが

たいなど、こういうふうなことを個人的には思つております。

○参考人(浪本勝年君) 今回の学級別三段階化と申しますのは、特に小中学校あるいは盲聾養護学校、幼稚園などについてでありますて、ここが大変問題だと思うわけです。専修免許状というのは現在はだれもが持つていらないものになるわけでありますから、これから全員が取得しなければならないということになります。高等学校の場合は専修に読みかえられる教員もいるわけでありますから、その点で若干問題は緩和されるかもしれません、が、ただし先ほども申し上げましたように、上進に際しての単位取得が義務づけられるわけありますから、ここで選別が行われるという点で、やはり基本的には共通の問題点があるよう思ひます。

○木宮和彦君 大体御意見よくわかりましたが、確かに小中学校の場合 専修は別に今ないと。大体の人は一級を持つておる。二級の人も将来は寝ておって毎日てんぶら揚げていっても一級になつちやうんですけどから、考えてみれば非常にぬるま湯につかつたようなもので、そなばかりとは言いませんけれども、悪く言えばですよ。決して全部がそうだというわけではございません。「厳しいですね」と呼ぶ者あり「厳しいですよ、私は。ですから、そういう意味では確かにいろいろな意味で刺激にはなると思います。ただ、教師といふものは評価がなかなか難しゅうございまして、ほかの例えば営業をやっている人でしたら、売り上げがたくさん出たりしたら非常に成績がいいと、いうふうに言えますけれども、教師の場合はそれが言えませんので、そう簡単に区別ができるないと思います。しかしながら、教師という名のもとにすべてがすべて平等でいいかというと、私はこれはまた素朴な疑問を持っているんです。これは国民全員がそう思つてゐるんぢやないですか。ですから、その辺を加味しながら高倉先生にも

お伺いしたいんですが、今言つたように特別免許状というものを、今度特殊な技能のある人にはその免許状を与えて社会人の登用をする、先ほどどの先生のお話ではそれはけしからぬ、専門の先生が余っているのに何もそんな余分なことをするなどいう御意見もございましたけれども、しかしとにかく教員というのは閉鎖的で一般社会と遊離してしまいますので、そういう意味で、むしろ風穴を開けるという意味で大いにこれは私は推奨したい。今回の改正の第一の要項がこれでございますが、その点の御意見をひとつお伺いしたいと思います。

○参考人(高倉邦君) 一点について答えさしていただきたいと思います。

ちよつと古うございますけれども、エネスコの第三十五回国際教育会議でもつて日本政府の代表でずっとこれフォローして出ておりましたけれども、そのとき採択された「教員の役割の変化と教師教育に関する勧告」という中で議論された問題でございます。

簡単にしてござりますか若干触れさせていただきますと、先ほど来御議論いただいておりますよう
に、教師の役割というのは非常に多様化した、そ
れで学校で、大学で養成された教員ではそれに到底対応できない、したがつて、もつともつとだくさん
さんの、スペシャリストあるいはプロフェッショナルといふ言葉が使われおりましたけれども、これをインバイトすべきだ、こういうふうな議論でございました。一方からは教員の専門職性とい
うふうなことでそれに反対といふような議論があつて、これ半日間この議論をユネスコでやつた
わけです。

それで、どういようと、ここで決着をつけたかといふと、決着は二点です。一点は、最初のドラフトトライアルが社会人をモアインボルド、積極的に導入せないといふふうに言つてきただそのモアというところを

アプローチエートリー、適切にという言葉にしか思えないことによって、そのドラフトがクリアした。その適切にということはいろいろな意味があると思います。今度の改正法でいけば、社会人の有効活用というのは、何もオールラウンドに、すべての教科にということは言つてないんであつて、ある限定つきのことであるし、しかも許可の問題、それからいろいろな要件がある、そういうことをひつくるめてまさにアプローチエートリーということが加わつたということで、これはやはり運用の面でもつて大いに考えなきやいかぬということに対する警鐘かと思います。

それから第二番目の点は、それではこれまで専門的な養成を受けてこられた先生方との関係はどうなるのか、こういうことで議論になりました。これもやはり半日議論しましたけれども、結局は教育の最終的な責任はクオリファイドティーチャー、有資格教員が、何といいますか、手に持つているといいますか、預かっている、掌握しているということを前提にした上で社会人をインボルブしよう、こういうふうな条件をつけることに

よって解決した
でしたがいまして、私、すばつと申せば、今度の
問題というのは制度をどう変えるかという問題と
、その制度をどう運用するかという二つの問題
があろうかと思います。決して切り離しては考え
られませんけれども、制度がどんなによくてもそ
れが運用がまずかつたらこれは機能は果たせな
い。そこでもつてやはり私、今申しましたアプロ
ーチエートリーとか、あるいは教育の最終責任が
云々というような議論が出てきてそれが国際的な
合意になつたんだというようなことは、十年年か
前にこれはユネスコで見られた国際的合意でござ
りますけれども、それは私どもやはりここで十分
に考えてみていいんではなかろうか。
ちょっとと長くなりましたがけれども。

比ューティーであるとか、あるいは生徒指導、いわゆるカウンセリングですか、これらをとらないと今度教員免許状取れなくなりますね。それに対しとても非常な、何といいますか、いろいろな意味でもって開放制が損なわれるんじゃないかという話がありますけれども、どうも私の見た点では、現在ですら今の現行法以上にとつてはいる学生も多いし、五単位というのをそれほど大きな圧力には必ずしもならない。むしろ今これから取ろうとする、もう大学卒業して社会人になった人間にとつてはつらいかもしれないけれども、学校そのものあるいは学生そのものにとって、一年か二年生のときに教員免許状取ろうと自分で覚悟決めた者に対するはそんなに大きな支障はないよう私は、実は自分は考えておるんでございますが、その辺先生も冷静にお考えいただいて、そうじやないですか。

参考人(朝井正也君) 確かに今私どもの大学ではかなりの単位出しておりますから、単位数としては二単位増ぐらいで最終レベルはなると思いますけれども、私立大学で特に問題としたいのは、今でも担当の教員数が非常に少ない条件下にあります。そして学生数は非常に多いわけです。二部もございます。そういういろいろな条件の中で本当に学生たちと一緒になつて教員のあり方について考えようとしても、そういう条件面が非常に立ちおくれている。そういう中で、もうひとつそこで何とかしようと思つているときに、わずかであります。が、単位数がふえるということは、これはやつぱり私どもにとりましては非常に大変なことでございます。教育原理の授業でもう二百人程度の学生がとつてまいりますし、教育実習でも私たちはもう既に事前指導、事後指導やつておりますが、多い先生ですと七十人ぐらいを持つてゐるわけです。そこで十分やろうとしましても、これはなかなかできにくい。ですから、むしろ私は、今教員養成を本当にえていくには、私立大学等でも十分やつていけるような条件整備の方を優先

さしていただきたいというふうに考えておりません。
○木宮和彦君　ごもつともなお話で、それはまあ確かにそういう一面もあるうと思います。ただいま思はし、この五単位が致命的な欠陥だとは私はどう思っても思えないという私の感想なんどございまして、これは平行線でどこまで行つても合わないかもしれません。
いろいろ今回の免許法改正、これが出したそもそものいわれは、やっぱり臨教審の問題があつたと思うんですね。臨教審がなぜできたかと云ふと、別に中曾根さんが好きでやつたわけではないと思ふんで、やはりそれまでの教育現場が荒廃したと云ふ一つの現象が、やっぱり国民がこのままじゃいかぬじゃないかということで、大勢の人がたくさん時間を使つて一生懸命、まあそれはある人に言わせれば意に沿わないことかもしれないし、ある人に言わせれば非常にいいと言うかもしれないし、私どもに言わせれば、どうも中途半端でいかぬから、やるんならもつと徹底的にやれ、こういうふうにそれぞれ考えるわけなんですね。だから、それはそれの考え方方が違うんでして、これはやむを得ないことだと思うんです。時間も余りありませんし、小野先生にあとやつていただきまして、最後にそれじや教師といふのは何ぞや。
きょうは幸い日本を代表するような立派な教育行政に携わる人が大勢いらっしゃいます。私も害は皆さんと同じようにかつて教員もやりましたし、今学校も経営していますが、よく私は教員に言つているんですけども、人間は動物かと言つたとき、お前何と言うか。動物だと言う人がいる、いや、人間は動物じゃない。これは見の分かれるところなんです。先生もそうだと思ふんですよ。教師は労働者かと言うと、そうだが、労働者だと言う人もあるし、いや、労働者だけじゃないよと言う人もいる。いや、これは専門職だとかいろいろあると思いますが、先生方は端的に教員とは何か。私はそ

思つてゐるのですが、皆さんはどう思つていらっ
しゃるのか、一言ずつで結構でござりますから、
ひとつ教員といふものはどういうものか、よろし
くお願ひします。

○参考人(辰野千壽君) ちょっと御質問の意味
が……

○木宮和彦君 教員とはどういうものか。

○参考人(辰野千壽君) はい。

私は、簡単に申し上げますと、教員というのは
子供の持つております、先ほど来お話しの資質、
能力というものをするだけ伸ばし得るよう、
個性に即し、個性を伸ばし得るよう指導、助言
してやるのが教育である。したがつて教員といふ
ものは、私はどういう教員がいいかということを
本当に日常的な用語で申し上げますと、子供が好
きで、それから自分も勉強が好きで、それから、
教えると言うと語弊もあるが、面倒見がいい、こ
の三つが私は教員の最低の条件じゃないかといふ
ふうに考えます。

以上でございます。

○参考人(榎井正也君) 私は、今の先生の質問
は、特に子供たちにとつて魅力のある先生という
のは一体どういう先生かというふうにとらえさせ
ていただきたいと思うんです。といいますのも、
先ほどからどうも社会的な要請があつて教員が変
えられるというような発想の方が強いような風潮
がありますが、登校拒否の子供たちの問題、ある
いは高校を中退していく子供たちの問題を見ます
と、今既に子供たちがいづれば学校とか先生たち
にいろいろな注文を持つてゐるんぢやないだらう
か、今ある子供たちをどういうふうにしていくか
ということを抜きにして社会の要請を強調するこ
とは、ちょっと問題があるんじゃないかといふ
うに考えております。

そういう観点で申しますと、今特に先生に求め
られているのは、本当に私は、普通の人間として
子供たちと向き合ってくれる先生じやないか。そ
う言ひますのも、いろんなアンケート調査を見ま
すと、子供たちの中で圧倒的に人気がありますの

は、指導のうまい先生とか授業が上手な先生とい
うよりも、何か一緒にやつてくれる先生、それか
ら子供の側に寄り添つてくれる先生、あるいは人
生の問題を同行者的に考えてくれる先生、そうい
う先生が本当に子供たちから求められているよう
な気がするんです。そういう先生たちがいます
と、やっぱり今もう四万人を超えたと言われるよ
うな長期欠席の子供たちの問題なんかも、まさき
ちつと受けとめてくれるんではないだろうかとい
うふうに思つております。

○参考人(高倉翔君) かつて学校制度が伝統的に
セカンドリースクールとプライマリースクールと
いう複線型に分かれていたときに、セカンドリース
クールの教師というのは学問の教師だ、それから
プライマリースクールの教師というのは方法、
メソドロジーの教師だ、こういうふうに言われて
いた。最近はその二つを、学校制度も一本化され
たんだから一緒にせよ、学問・方法の教師、そん
なこと言つても始まらないわけですが、仮にそう
いった言い方で言うとすれば、私は今日の教師と
いうのは学問の教師と方法の教師を人間の教師と
いうひもで束ねたものだ、こういうふうに思つて

以上です。

性といいましょうか、そういうものを豊かに身につけた人間性豊かな教師が望ましいというふうに思います。

○小野清子君 諸先生のいろいろな御意見を拝聴させていただきまして大変参考にさせていただきました。また、こちらの委員の方からの御質問も大分出払った感じもするわけでござりますけれども、この教員の免許法の一部を改正する今回の法律案が出てきたこと自身がやはり現在の教育のいろいろな問題からこういう法案が浮かび上がってきたものだと思いますし、私はそうした意味の中で何がそれを解決するかということが問われたときに、これは教員の資質によるものであるというところがまず一番先に出てきたような気がいたしました。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

先ほどからのお話の中にもありますけれども、時代が変わってきてまして、私どもが学んだ時代といふのは一つの学問を学べば十年二十年とその学問といふものは光り続けたわけですけれども、このごろは非常に変化の時代になりますし、歴史すらまた書きかえなきやならないような時代になつてきますと、まさに学んだことをさらに学んでいかなきやならない。これはすべての人にとって変化の時代に対応するための生涯教育といふものが必要になつてきているのではないかと思います。

さらにもう一輪をかけまして国際化時代といふ中に入つてきますと、日本人が日本人としての考え方をしっかりと持つと同時に、いろいろな人の考え方を理解しながら、それを自分たちの日本人としての考え方はどう生かしていくかということができなければ国際社会にも対応していけない。ですから私は、先生という職業もこれ本当に大変なことだと思いますし、これから学んでいく子供たちもまた大変な時代に入ったと思います。ですかく今問題になつておりますのは、教員の資質向上ということと同時に、先ほどから諸先生お話を伺うように、専門的な能力がより必要になつていこうかと思いますし、そうした意味では基礎

学力というものが逆におざりになつて、専門性を乗つけられますと、これまた子供たち自身も登校拒否を起こしてしまつような現状になつてしまつて、私は今この教育荒廃の中で大変な思いをしてゐるのは子供たちはかりではなくて教える側の教師も相当大きなさまざまな不安を抱えているものと、そんな認識をいたしております。

プラスアルファがこれまで以上にプラスされると
いうことは、やはり学歴によって差がつけられる
ということにつながっていくのではないかという
ふうに私は考えております。

○小野清子君　浪本先生にお伺いしたいと思いま
すけれども、専門性というものをこれから高めて
いかなければならぬといふお話を今たくさん出

の効率性と、専門的な知識、能力を持つている者が現場にそれなりの段階を踏んで新しい今回のシステムの中の社会人の学校教育への活用といううえの特別免許状を持つて入ってくるということは、私は、同じ現場で教師とともに学べるという立場から考えますと大変すばらしいことではないかと思うのですけれども、先生はそのあたりどんなな

とが出てまいりました。私は、ことしオリンピックで日本の選手が金メダルをなぜとれないかという話題がいろいろ出ましたときに、別に金メダルをとるためにということで今お話しをするのではないけれども、免許を取るときに図工、音楽、体育の中から二教科選択というのが現在小学校教諭の資格を取るときの一つの基準になつて

そうした中でやはり今回出てまいりましたそう
した時代背景、現状を踏まえながら教員の資質を
どうしていくかということを考えたときに出てき
ておりますのが教員免許の三種類化ですか。私な
どは二級免許保持者というわけでござりますけれ
ども、嶺井先生ほど高学歴、いわゆる専修免許
状、この問題というものは歴社會をつくるのでは
ないかといふお話をちらつとされました。私も卒

てまいりました。よく私などもテレビで見させさせていただいておりますけれども、ノーベル賞をとられた方とか企業のある程度までいかれた方々が自分の母校を訪ねたり、いろいろな学校現場で指導しているらしやる風景をそういうもので見昱ることも私ございますけれども、先生はどんなぐあいにあの姿をぐらんになつていらつしやいますでしょうか。

うにお考えでしようか。
○参考人(浪本勝年君) 部分的活用といいましょうが、学校の側から言いますと、そういう点で非常に役立つ面があるかと思います。しかし、子供たちの立場に立つてみると、非常勤講師であれ一年間なりある程度の長期間授業を担当されると、子供の方は専任の先生が非常勤の先生かわからない状況で授業を受けてしまうといいま

いる。やはりこれから生涯教育という時代に、生涯を通して人生を豊かにしていくという観点から考えますと、労働と余暇という問題と絡めて、やはり最初の取りかかりの折に図工、音楽、体育というものはその国の文化であり、生きていく上での人間の資質そのものを高めていく教育科目だと思います。そういうものがやはり欠けているということに対して、私なりに非常に何というの

業して三十年目の同期会というものをつい先日行いました、その名簿を今ちょっとひっくり返してみましたら、やはり大学院、修士を出した者が高校の教師になり、そしてただ大卒の者が大学の今や教授になつてゐるといふやういふいろいろで、中学校、高校、小学校一人ですか、そんなちらばり方を同級生の中にしております。そうした中で、私自身学歴というものが、今回は三種類になつて、一級二級が一種二種と、そして専修免許に三つに分かれるわけですが、従来のものと余り変わりがないようく感ずるんですけどけれども、先生その辺はないかが、まずその点について御意見をお伺いし

○参考人(浪本勝年君) 恐らく今小野先生おつ
しゃつたのは、NHKのテレビの「シリーズ授業」
とか、そういう番組のことを念頭に置いてお話を
しなさつたんではないかと思いますが、これはな
かなか私もいい番組だし立派なお話、内容だと思います。
あれにはその方の最も専門とするところ、あるいは相當な準備を重ねておやりになつて
いるんだと思うんですね。ですから、教師もそういう専門性という観点からいうならば、それだけ
ましようか、子供の前に登場できるような、そういう時間的ゆとりといいましようか、特に子供がお

うか、そういう状況で、つまり教師がその特定の分野だけを教育するということは教壇に立つにしても、その分野以外のものも当然それに伴つて必然的に指導せざるを得ないような場面がたくさん出てくるわけですね。ですから、そういう点からいいますと、やはり特定の領域の専門性だけが身についている方が教師としてふさわしいかどうかということになりますと、やはり教職専門性というふうな観点からやや問題のように思いますね。

現在の教員養成の基本的仕組みは、御存じだと思いますけれども、一般教養のほかに教職教養、あるいは教科に関する専門教養、こういう三つを

しようか、心配をしておりましたのですけれども、今日はこれが、授業全体が今後は単位数が減ることで、私は大変期待をしておりますのですけれども、先生その辺どんなんぐあいにお考えになつてしまつしゃいますか。

○参考人(辰野千壽君)　はい、お答えします。

ただいまの御指摘のように、音美体というふうなものについての教員の免許の取り方については、従来三つのうち二つというふうなお話をございましたですが、私どものところでは、自分のところを申し上げて恐縮ですけれども、そういう点検

○参考人(瀬井正也君) 先ほども申し上げました
が、従来も確かに一級と二級の免許の違いがござ
いました。しかしながら、先ほど木宮先生は寝て
いてもというふうに言われましたけれども、私は
ちは、学校で先生たちが子供たちと格闘しながら
経験を積み重ねたことがそのまま二級から一級へ
の上進に変わると、現在はそういう制度で
あったかと従来は思うんですが、今回は、明らか
に修士課程をきちっと出るか、あるいは認定講習
で単位を取得しないと専修免許状をもらえないと
いう、その上でもらってからはそれに給与面での

ちの変化あるいは時代の変化は確かに激しいわけですから、それに追いついていくだけでも大変な状況なのに、それに輪をかけて教師を見る親の目も厳しくなっていますから、一層教師が研修といいますか研さんの必要性が出てきているんではないかというふうに強く感ずるわけでござります。
○小野清子君 情報化社会とか高い専門性というものがいろいろ先ほどからお話をされるわけですが、ども、私たちのころは学校ではほとんどそんな教科は学ばなかつたコンピューター関係とか、ああいうもののが出てきた場合に、五十過ぎた者がこれからそれを自分で時間をつくつて学ぶということこれ

柱にして教員が賛成されてきてるわけでありキモすから、できるだけその三つを総合的に兼ね備えていて、かつ専門性の高い方ということであれば免許状を十分取得できるというような感じになればと思うので、特別とかそういうことをつけなくていいんじゃないかというふうに私は感じておるんですけども。

○小野清子君 私は体育の方を専攻した者ですけれども、辰野先生にちょっとお伺いをしたいと申します。

やはり先ほどの教師像というものの中に、子供が好きであるとか楽しく学ぶとか、いろいろな

りがあつてはいけないということから、現在のところは音美体のすべてで履習をさせております。できるだけ円満な教養あるいは力を持つた教員をつくつて送り出したいということ。それで、それによつて子供も広い意味の影響を受けるのではないかということです。これは先生のおおしゃるところと私は同じ方向を目指しているんじゃないかなというふうに感じておるわけですが

想性というものを一言お話を伺いさせていただけます。私は大学自体の教育のあり方をまず基本的に変えていくことが必要であろうというふうに思っています。その中で、教員を目指す学生たちにとりましては、十分に子供の問題とか人間の問題を考えられるような、そういう授業をつくつていくべきである。それを四年間でやる。そして私は修士課程もちろんあつてもいいと思うんですが、基本的にはそれそれの大学に教職研究センターみたいなものを置きまして、四年終わった後そこへ行つて実践的な能力を身につける、そこに現職の先生たちも参加していくという、そうしますとそれは一方では学歴社会とは関係なくなりますし、もう一つは大学を通して実践的な能力を身につけられるという、ちょっと一石二鳥のような関係なんですが、そういう制度を私は考えております。

○高桑栄松君 参考人の先生方の御意見、大変ありがとうございました。参考では質問させていただきたいと思いますが、各参考人全部に逐次お願いしたいと思います。

（理事林寛子君退席、委員長着席）

一つは、教員養成の中では資質の向上ということを皆さんうたつておられるわけでございますが、そうすると資質に欠けている点というのは、完璧な人はいないわけですから、大まかに見て何が目立っているのか、そういうことをちょっと争りましたといいます。

それから、専門性ということがよく出てまいりましたんで、これは私に関係がありますのでちょっと申し上げますと、私は戦時に、実は大出たばかりのころ、師範衛生というのを教えに行きました。これは私は専門性でございます。もう一つは英語が敵性語だからだめだからドイツ語だと言われて、私は医学部なのですから、おまえだと言わせて私が教えに行きました。これは非専門性でございますけれども。問題なのは、特に

現代におきましては健康ということがもうすべての人のアンケートのトップに上がっておりますけれども、私が教えたころは師範衛生は必須であつたわけです。今やそれが選択になつたというのは、甚だ私は決してうまくないんじやないかと思います。それから、日常生活の中で保健教育というものをしなければならぬのに、先生方はそれは必須でないということは大変うまくなないんじやないのかなど。教員免許必須科目の中に少なくともこれを入るべきではないか。特にエイズなんかが今出てまいりますと、性教育というのもはや倫理道德ではできなくなつたということもございまして、そういう性教育を含めまして、やはり保健教育を必须にした方がいいという私の考えがありまして、この二点をそれぞれひとつ承りたいと思います。

○参考人辰野千壽君 まず第一の御質問でござりますが、資質に欠ける者はどういう教員かといふことでございますが、大変難しい、私先ほど積極的な意味で子供が好きで、自分も勉強が好きで、それから教えるあるいは面倒見がいいというのが教師として必要だらう。資質に欠けるというのはその裏返しでありまして、子供が嫌いで、勉強が嫌いで、人に教えることも嫌いだというのがやつぱり教員としては適性がないんではないか。それで非常に具体的に申し上げますと、意地悪の悪い先生とかいうふうなのは資質に欠けています。それでも非常に重要な問題だと思います。ですから、単に子供たちの身体面とか精神面での健康というよりも、基本的に障害を持つた子供たちも含めた人間全体にとっての健康とか病気というのは一体どういうものであるんだろうか。ちよつと最近少し健康強迫症みたいになつてゐるような気がしないでもないと思います。

もう一つは、この問題は先ほど言いました環境汚染の問題とも絡んでおりますので、もう少しやるとしましたら大きな目的で、大きな意味での環境教育といいますか、そういうものが必要ではないかというふうに考えております。

○参考人高倉翔君 二点にわたってお答えさせていただきます。

資質に欠ける云々、これは大変難しいことです。私が経験から進歩のとまた指導者ほど魅力のない指導者はないというふうに私は思つておるわけですが、私自身に対する自戒の念もあるわけですが。そこで、もし資質に欠ける教師というふうなことを申すならば、進歩しようとする意欲が平

均的な社会人より弱い先生はやはり資質に欠けた先生と言わざるを得ない、私はそう思います。それから第二点ですが、実は私、先生のいろいろな御議論はテレビやラジオでよく伺つておつてあります。それから、日常生活の中で保健教育といつぱり基本的には人間的な共感力、そういうものが今失われてきているんじやないんだろうか。それは受験教育の中で、競争競争の中で培われてきたものではないかというふうに私は思つております。そういう意味では、人間的な共感力のない倫理道德ではできなくなつたということもございまして、この二点をそれぞれひとつ承りたいと思います。

○参考人辰野千壽君 まず第一の御質問でござりますが、資質に欠ける者はどういう教員かといふことでございますが、大変難しい、私先ほど積極的な意味で子供が好きで、自分も勉強が好きで、それから教えるあるいは面倒見がいいというのが教師として必要だらう。資質に欠けるといふことはその裏返しでありまして、子供が嫌いで、勉強が嫌いで、人に教えることも嫌いだというのがやつぱり教員としては適性がないんではないか。それで非常に具体的に申し上げますと、意地悪の悪い先生とかいうふうなのは資質に欠けています。それでも非常に重要な問題だと思います。ですから、単に子供たちの身体面とか精神面での健康といふよりも、基本的に障害を持つた子供たちも含めた人間全体にとっての健康とか病気というのは一体どういうものであるんだろうか。これは自然の問題もありますし、今議論されています原子力等の問題もありますし、いろいろな環境汚染の問題もあります。非常に重要な問題だと思います。ですから、単に子供たちの身体面とか精神面での健康といふよりも、基本的に障害を持つた子供たちも含めた人間全体にとっての健康とか病気というのは一体どういうものであるんだろうか。ちよつと最近少し健康強迫症みたいになつてゐるような気がしないでもないと思います。

それから第二番目の保健といふものについてもう一つは、この問題は先ほど言いました環境汚染の問題とも絡んでおりますので、もう少しやるとしましたら大きな目的で、大きな意味での環境教育といいますか、そういうものが必要ではないかというふうに考えております。

○参考人高倉翔君 二点にわたってお答えさせていただきます。

資質に欠ける云々、これは大変難しいことです。私が経験から進歩のとまた指導者ほど魅力のない指導者はないというふうに私は思つておるわけですが、私自身に対する自戒の念もあるわけですが。そこで、もし資質に欠ける教師というふうなことを申すならば、進歩しようとする意欲が平

私たつたらギブアップですね。そういつたときにやはり社会人の有効活用というものがあつていいんじゃないだろうか、そういうふうに思います。

○参考人(浪本勝年君) 私、先ほどこの資質といふ言葉についてちょっと辞書のことなど言いましたけれども、資質向上、私なりに言わせていただきますと、教師の力量向上が今求められているんではないかということだと思います。

先ほど嶺井参考人もおつしやいましたが、やはり今求められていることは人権感覚といいましょうか、非常に抽象的ですけれども、これが非常に大事だということ。基本的人権の尊重の精神をしつかり身につけた教師これが本当に養成されているのかどうかという問題、これ私たち大学の方の責任もあります。もちろん養成制度をつくる文部省の側の施策の問題もありますが、あと採用の方法ですね。教員採用のあり方、これもやはり大きき問題が指摘されていますので、その点での改善といいましょうか、そういうことも求められているんではないかというふうに思いますが、基本的ににはやはりその教師自身が自由に研究できるといふんですか、研究の自由あるいはゆとりといいましょうか、精神的なゆとり、それが必要ではないかというふうに思います。

それから、公衆衛生等々の問題でありますけれども、これも私は、家庭科教育などを含めまして基本的人権の尊重という観点から物事をしつかり考えるということが必要だと思います。健康についてはWHOの定義などもございませんけれども、やはり例え、ここにたばこの灰皿がありますけれども、たばこの問題今大変問題になつております。私もそういう運動の一端に加わっているわけです。私もそういふふうに思っています。ですから、家庭科が男子も今度高等学校の場合必修になるようすれども、そういうことは私とし

ては賛成で、男子もそういう問題についてもいろいろ考えるという、そういう場が与えられることが必要だと思つております。

○高桑栄松君 大変貴重な御意見で、私は、今後また文部省にもいろいろと意見を出すのに非常に役に立ちまして、大変ありがたいと思つております。

次は、これは国立大学の両先生、辰野先生、高倉先生に伺いたいと思うんですが、先ほど来嶺井先生、浪本先生、私立大学の先生方は、専修免許状というのを、つまり単位が強化されたというか、そういうことで今の段階ではとても設置するには困難ではないか、こう言っておられます。特に専修大学から専修免許状が出ないと、そういうことが出たのですから、ますますこれは間違つたかなと思つて字を見直したぐらいでござりますが、そういうことで、国立大学としては今の私立大学と平等に並ばなければ教育は機会均等でないと思うんです。

それで、国立大学としてはそれでは私立大学に平等に並んでいたくためにはどういうことをしたらいいか。それは文部省に対してでもよろしいですし、私大に対してでもよろしいと思いますが、国立大学として平等に並んでもらうためにはどういうふうなことを希望されるかということをひとつ伺いたいと思います。

○参考人(辰野千壽君) 大変難しい御質問でございますが、私、国立大学同士を見ましても、現在指摘されますそれぞれの教員養成系の学部、教員養成大学の中でもまだ修士課程を持ついない大学あるいは学部も幾つかあるわけですね。それを同じように持て、あるいは持たせたいというのが我々の同じ仲間の意見でございますが、これは結局私は、一つは同じ国立大学の中でも大学の努力による。それはなぜかと申しますと、先生方が御案内のように、大学院を設置する場合にはそれを担当する教授、助教授の資格審査がございまして、それが審査が通らなければ大学院の設置はできなければなりません。したがって、私どもの大学、

新構想の教員大学をつくります場合にも、文部省の方で条件が整い次第、順次その国立大学、他の学部にも修士課程を置くんだという趣旨の話があつたわけです。したがつて、現在は条件が整い次第、それぞれの大学学部で修士課程をつくつてゐるわけです。

同じことを言えば、私は、私立大学におきましても同じように大学側として努力することによつて、それは例えば経済的な面でいるる難しい点もあるかもしれません。それはまた、やっぱり理事者側の努力によって条件を整備していくことが必要ではないか、それによって私は同じようにならんじやないかというふうに考えるわけでござります。

お答えになりましたかどうか。

○参考人(高倉翔君) 国立大学の立場から申しますと、筑波大学の場合には先生方のいろいろな御協力でもつてこういう専修面に対応するという場合に全く問題はございません。もういつでもウエルカムというようなこと、ただ、地理的に遠うございますからこれはお通いいたくの大変困る、そんなこともござりますので、実はこれは予算絡みその他がありますので、どうなるかわかりませんけれども、今度は筑波から東京の方に逆に進出してまいりまして、もとの東京教育大学のキャンパス跡に夜間の大学院を創設してはどうかというようなことでお願いしているわけです。

ただ、夜間の大学院ということになりますと、現行法制では夜間に授業を行う研究科等を置くことができるというような法制上の規定がございませんので、禁止規定はございませんけれども、横並びでいった場合に、高等学校、大学については夜間に云々というはあるわけですから、横並びの論理で言うとどうもぐあいが悪い。そこで、大学設置基準の教育方法等の弾力化というところを極めて弾力的に考えさせていただいて、限りなく夜間に近い昼間に大学院を開設する、これは一つの弾力化だと思ひますけれども、そんなことで対応することによつてサービスのネットワークを広げよう、こんな努力をしているところでございます。結論的に言いますと、地理的なことを除いては全く問題はありませんが、さらにサービスのネットワークを広げようと努力しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから第二番目に、私立大学と平等に並ぶよう手だてはどうするのかと。これ大変難しいことだと思いますけれども、例えば単位の互換性といふようなことを口でだけ言はんじやなくて、もつともと積極的にやっていくというようなことはどうであるか。あるいは人的交流というよなものをどこどこの先生といふことに固定化せずに、そういうマンパワーというものを共通に活用する。社会人を活用するのですから、大学同士の人間が、国公私立というような所属上の区別はあつたとしても、もつともとその活用というのはあつていゝんで、教育界でもつてお互いに教育に関係する者の有効活用をせずに、社会人の有効活用するというのはこれはおかしなことだ。ですから、もつともと大学人同士の有効活用することによつて、先ほど出来ましたマル合や合の話もありますけれども、そういうことはかなりの程度解消できる部分があるんではなかろうか。

それから第三番目に、私立大学、ただいまいろいろな公開講座その他でもつて、单なるカルチャーセンターじゃ困りますけれども、要するに相当高度な公開講座等を積極的に御推進なさつてゐること、十分私承知しております。そういつたことによつて、公開講座について適切なものを行政当局が認可いたしまして、それによつて単位の取得が可能になると、いうような形で、必ずしも修士課程終了と、修士の学位取得ということにこだわらずに、その公開講座について適切なものを行政当局が認可いたしまして、それによつて単位の取得が可能になると、いうふうな形で、必ずしも修士課程終了と、して國公私立の、何といいますか、ある意味での不利益みたいなものを解消していく、こういつたあたりをもつともつとフレキシブルに運用すると、いうふうなことも十分考え、そういうことを通じて國公私立の、何といいますか、ある意味での努力を大学人が全体としてやつていく、そういうふうに姿勢が必要ではないか、こういうふうに思います。

長くなつて申しわけございません。

○高桑栄松君 私立大学の先生方にはお伺いしなつもりでしたけれども、今お二人の話を伺つておりますと、多分一言あると思うんです。それで、嶺井先生と浪本先生、それぞれ今の問題について、先生方が反対されているのはいろいろ理由ありますけれども、その中の一つに、やはり大学院の設置は困難ではないか、つまり、大学に入る入学のときからその意味ではエスカレーターの上がないわけですから少し不利であろうかと、私はかつての大学人でございますので、そんなふうに思います。そんなことでお二人の先生にそれぞれ御意見を承りたいと思います。

○参考人(嶺井正也君) 私立大学では現在でもだんだん教員の合格数が、これは私立大学だけではございませんけれども減つております。そうする

と経営者側としましては、お金はかけているけれども合格者が出ないということでお金をかける必要があるかというような発想が出てこないとも限らないわけです。できましたら、やつぱりまず先生たちの数を全体としてふやしてほしい。四十人学級と言わず三十五人学級等実現して、やつぱりきち先生を養成してもそれが受け入れられる基盤があるということをまず前提にさせていただきたいというふうに思っています。

それから第二番目に、そういたしまして、本当に私立大学の中では大学院のないところもあります。あるところもあります。あるところについては単位数をふやせばいいんですが、それにつきましても今はとにかく非常勤の先生を一人ふやしてももらうのも大変な努力を要しておりますし、私たちができるだけ自助努力をしてカリキュラムを改正してやろうと思つても、なかなか大学当局の方が金がかかるということですぐ切られてしまします。そういう意味では本当に不十分な条件でありますので、これは本当に抜本的に、もし教員養成を充実する方向で考えるのであれば、そういうふうに思つております。

○高桑栄松君 時間がもうあと一分半くらいなんですかとも、皆さんにやつぱり共通でお伺いしたいのは、特別免許状というのが今度できるわけ

ですけれども、この効力には地域とか年数とか限

定があるわけで、そうすると果たして社会人に出でてもらう誘致に本当に効力があると思われるかどうか、簡単でよろしくうござりますけれども、各参考人の御意見を承りたいと思います。

○参考人(浪本勝年君) 国立大学の大学院のある太学でも、まだ学部だけしかない大学も結構ある

わけですね。五十ぐらい教員養成系の大学があるうち二十ぐらいしか大学院がないわけですから、

国立大学間の格差もこの専修免許状でできてきま

すが、私立大学の場合はもっとそれが増幅されてあらわれるというふうに思いますね。

もう一つの点は、課程認定をどのようにするのかという文部省の課程認定の基準といいましょうか、審査基準ですね。これをどんなふうに決めるかによって私立大学にやや開かれるか、あるいは

もつと窮屈になつていくかという大きな問題が出てくると思います。

それから、先ほど問題になつていきました必修単位五単位ぐらい増加するだけだから大したことではないだらうというふうな御意見もありましたけれども、必修ということになりますと、大学としては科目の設置をまず一時間だけ置くではなく最低二つは置かなきやならないという問題もありますし、また五単位というならば五単位のものが開講できるかなどと、そうではありませんので、実質的にはかなりの単位増ということになるわけですね。

それから、その単位の考え方ですが、御存じだと思いますが、大学設置基準によりますと、一時間授業に出でいたら二時間外で学習してこいとい

うのが大学の単位の基本なわけですね。ですから、そういうことを、まあともにといいましょうか、当然のことですが、大学設置基準に

今回の法案で免許状なしの非常勤講師の制度ができますが、一日の私の質問で、文部省は教科の一部について現職の自衛隊員が授業を持つことが法の仕組みとしてあり得るという

ことを認めたわけでありますけれども、そうしますと、これ自衛隊法五十四条の一項「隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない」、あるいは六十条の一項「職務専念義務」「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務」、すなわち自衛隊員としての職務「遂行のため用いなければならない」という、こうい

う自衛隊員が柔道とか剣道とかを始めとする教科の一部、これを担当する、こういうことになるわけですが、一方、教育基本法の前文の中で、いろいろ書いていますけれども、例えば「個

人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」こういうふうに明記をしておる。

この点で、こういう現職の自衛隊員が授業を持つ基本精神に反することが起こるのじゃないかとい

うふうに私は思うんでありますけれども、先生の

御見解をお尋ねするものであります。

二点目は、この教員養成政策における教育行政機関の役割として、時間の制約の関係だったと思

いますけれども、上からの統制政策じゃなくて条

件整備こそ重要なふうに、最初の陳述では

簡単に述べられまして、多少同僚議員の質問の中

で具体的なことも出てきておりますけれども、具

体的にその条件整備として何が教育行政機関とし

て必要か、少し補足をしていただきたいと思いま

す。

○参考人(浪本勝年君) 私は運用次第によつて効力があるというふうに申し上げます。

○参考人(嶺井正也君) 私はないと思っていま

す。

○参考人(佐藤昭夫君) 制度的にエクステンションが認められていますので可能だと思います。

○参考人(浪本勝年君) 脱サラの人に利用されたりすると大変問題が起つてくるように思いますね、これは。

○参考人(高倉翔君) 制度的にエクステンション

が認められていますので可能だと思います。

○参考人(浪本勝年君) 脱サラの人に利用された

ります。

○参考人(浪本勝年君) まず第一点の、現職の自衛隊員が教壇に立つことができる、それも違法ではないというふうなお答えがあつたということですか。

○参考人(佐藤昭夫君) そういうことが法律の仕組みとしてあり得る、法理上あり得る。

○参考人(浪本勝年君) 私は、そういうことが直ちに違法だというふうに言えないにしても、大変問題がある、好ましくないというふうに思いますね。その理由は、つまり非常に一般的な議論としては、憲法の平和主義原則に反するというふうなことになるでしょうし、何よりも、先ほど教育とは何かという御質問もございましたけれども、教育という営みと、それから自衛隊の基本的任務ですね。その理由は、つまづき非常に一般的な議論としては、憲法の平和主義原則に反するというふうなことになるでしょうし、何よりも、先ほど教育とは何かという御質問もございましたけれども、教育

はやはり、戦闘準備の訓練といいましょうか、

生命を奪かすものでありますけれども、子供について人間的な成長とか発達を図ることが教育の基本的任務ですから、これは命を大切にして平和ですかから、そういう事態は教育にとって大変不幸な事態だというふうに私は感じております。

それから第二点の、教育行政機関の役割とい

うふうでありますけれども、私は基本的には、教員養成制度につきましても条件整備ということが基本であるべきであつうというふうに思つております。その例を例えれば教育実習ということについて考えますと、現行免許法あるいは施行規則で教育実習が必修になつてゐるわけです。ですから、教

ですから、私なども実際に、静岡県のある町の職の免許状を取ろうとする学生はすべて教育実習に行かなければならぬ。ごくごく一部例外はありますけれども、そういう仕組みになっていますから、大学生が六〇年代から七〇年あるいは八〇年代にかけて急増しました。それに伴つて、教職の需要も多かつたということもありますが、大量の学生が教育実習に行くという事態を招いたわけですね。ところが、受け入れる教育委員会もしくは学校あるいは教師の立場からしますと、教育実習を受け入れる法的な義務といいましょうか、そういうものが何ら規定されてもいいわけですかね。

教育委員会だったたと思いますが、教育委員会としては受け入れる義務はないんだから、もし教育実習をやりたいということならまあいきつに来いとか、そういうことを言われたりしましたし、また教育実習に実際に行きますと、私ども訪問指導と称して研究授業などにも行きますが、そのときに若干のお礼といいましょうか、私もこの二年間ほど全国私立大学教職課程研究連絡協議会という私立大学の教職課程の集まりの団体で役員をしていました関係もありまして、教育実習の謝礼、私ども委託費というふうに言つた方がいいだろうというふうに言つておるわけですが、その委託費を持つて各学校に参るわけです。このお金の処理というものが大変実際に問題なわけです。公立学校でも正式に受け取つて領收証を出すというようなことをしない学校もありますし、そのお金をめぐつて、校内外が平和的な状況であればいいですけれども、いろいろなことで対立していた場合など、その金銭の使い道について問題を起こしたりする場合があつたりするわけですね。

ですから、私は教育実習を必修にしているのならばそれに対応した仕組みをやはりつくつて、学生あるいは大学側から教育実習をお願いするといましようか、教育実習は法的には大学が主体となつて行うということでありますけれども、事実上お願いするというふうなことになつております

ので、頭を下げて参るわけありますけれども、そういうことがなく、教師も、自分たちの後輩を育てるという温かい意識と責任感でもつてしっかりと指導していただけたといいましょうか、そういう条件を整えていたくように努力していただきたいというふうに思うわけです。

そのほかいろいろな問題があります。例えば現在の課程認定の仕組みそのものにおいても、やはり私立大学の場合最低二人でいいというふうなことになってしまふ審査基準も問題ではないかといふことがあります。

うふうに私は感じております、具体的に言えばほんとうにいろいろありますけれども、長くなりますが、○佐藤昭夫君 それは、辰野参考人にせつからお出ましもいただきましたので、これを機会にでなければお答えをいただきたいということでお尋ね

御存じのように、これが臨教審閲連六法案の一
と言われますように、臨教審答申、これが根元に
なつてゐるわけでありますけれども、この三年間

の臨教審の事実上事務局の中心役をしておられた前事務次官高石氏、これが今大変議論を呼んでいます。一昨日の当文教委員会でも質問者すべてこの高石問題に大なり小なり触れるを得ない、こういう実情にあるつであります。

そこで御存じのとおり、高石氏が現職のとき事務次官室において公然と株の取引の話をした。文部大臣の言によりますと、神聖たるべき事務次官室がそういう場に使われたなどということはまこと

に遺憾だというふうに大臣も見解を表明しておることは新聞などで御存じのことかと思うわけでありますけれども、いわゆる高石問題、これについて何か御見解があるかということ、それから

きょうも各種の新聞に、前に三重県、それからそ
の後栃木とか福井とか埼玉だとか長野だとか
等々、こういう教育委員会、それから国立大学、
ここにも高石氏のいわゆるパーティー券、これがど
持ち込まれたという報道もあるわけですがこれど
も、きょうも東京都教育委員会を通して持ち込まれ
れたという報道が幾つか複数の新聞に出ていま

す。また、きのうの都議会でも議論になつた模様でありますけれども、そういう点で先生のところへは国立大学でありまして、先生のところへは持ちら込まれたかどうかといふことをお尋ねいたしま

○参考人(辰野千壽君) 私は記憶がありません。
持ち込まれたかどうか記憶ありません。
○佐藤昭太君 二問聞いているんですけども、
す。

前段のいわゆる高石問題について何か御意見ござりますか。

○佐藤昭夫君 やむを得ません。
○勝木健司君 それでは、辰野先生に一点ほどお
だきたいと思います。よろしくどうぞ。

伺いしたいと思います。

制度の導入によりまして、教員養成大学の大学院における指導とかあるいは教育について、現在どのような変化が生じて、どのような対応が必要になつてくるのかということを手短かにお答えい

ただきたいというふうに思います。

私どもの方は五十八年の四月から大学生を受け入れたところでございまして、余りまだ卒業生が出ておりませんけれども、現在の時点で見ますと卒業生はそれぞれの領域においてよく活躍しております

る。それで、採用者側の教育委員会あるいは現場の校長さんたちのお話でも高く評価をされているというふうに理解をしております。

それからもう一つ、これが新構想の教員養成大学が設置されますときには、先生方も御案内のように、かなりいろいろ御意見もございました。教

員養成系の大学等におきましても意見がございま
したけれども、いよいよ発足いたしまして教育研
究、カリキュラムその他において工夫を凝らして
進めてまいりましたその結果、現在では他の教員

養成大学等におきましても、ある程度インパクトを与えた、僭越ですけれども、先導的役割を私ども果たしておるのだと、いうふうに考えて努力しているところでございます。

○勝木健司君 今度、先生として、教員として経験を積んだ標准免許の所持者が改めて上越教育大学のような大学の大学院で学ぼうとするケースと、いうものがこれからどんどんふえてくるだろうと

いうふうに思われますが、こういうときに現職の教員の大学院での現職教育とか、研修についてのどのような対応というものが今回の免許法改正によって必要になつてくるのかということをお答え

○参考人(辰野千壽君) 私どものところでは、この免許法が改正になりましてもほとんど影響はない、現在の教育課程等で十分賄えるというふうに考えております。

○勝木健司君 高倉先生に二点ほどお願ひしたい
と思いますが、教育学の専門家として先生は専門
家であられるわけでありますけれども、今回の免
許法の改正に当たりまして、大学での養成段階も

含めてどのような配慮というものをするれば、教育の資質向上というものがうまくいくのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

○参考人(高翔邦君) 私、率直な言い方をさせて

育大学が筑波に移りまして、そのときにいろいろな変化があつたわけでございますが、教員免許状絡みで一つあつた変化を申しますと、それは教員

養成に対する意識なり熱意なり、そういうもののがやや下降ぎみになつた、こういうことかと思ひます。

やはり水を薄められた感じになつてくる、そういうようなことがありますので、この機会にいつてはいけませんけれども、ひとつ内部で各ファカルティーメンバーがそれぞれ教員養成ということの持社会的責務というものに対してもつとこの辺で自覚と反省をいたしまして、そしてよりよいプログラム開発とその提供にどう努めていくかというようなことに努力しなければならぬ、こういふうに考えております。また、そいつた動きが内部的に出てきているということを御報告させていただきます。

○勝木健司君 もう一点でありますのが、教特法とかあるいは免許法といった問題が今進められておるわけでありますけれども、そういった教員の養成あるいは研修等々のそういう教育の大改革が今進められておるわけでありますけれども、その背景にはやはり教員の資質に対する国民の疑問というものがあつたのじゃないかというふうに思つてあります。教員養成に直接当たつておる先生としてこれから教員に求められる資質といふものは、先ほどいろいろな先生方の質問でもお聞きしたわけでありますけれども、求められる資質といふものでは改めてどういうものなのかということが、あるいは今後教員養成とか研修のあり方についてどのように先生考へておられるのか。また今回の免許法の改正で積み残された課題についてどういう点が問題点として残つておるのかといふふうに思つます。

○参考人高倉翔君 研修が重要視されてきた背景に、やはり教員の資質、能力の育成というところに問題がなかつたのかといふことがあるといふふうな御指摘でございました。研修が重要視されてくるという背景には、確かに我々の地肌に感ずるところとしては、資質、能力の向上といふ点があつたかと思ひますけれども、必ずしもそればかりではありませんで、教職を専門職として認識することによって専門職それ自身がいわゆる職能成長あるいはキャリアアップメント、そ

いつたものを伴わなければ、これは専門職と呼ぶ得ないんだという、専門職そのものに対する基本的な認識がもう一方にあつたかと思います。

先生の御疑問に答えるのはその前半の方でございますが、私率直な言い方をいたしまして、私は教員養成には携わっておりませんが、かつて昭和三十七年から五十年まで十三年間、大阪教育大学という教員養成大学に奉職したことございました。そのときの感想を率直に申しますと、その当時ですと、やはり教員養成大学というのは御案内のようにもともとセカンドリーレベルの師範学校が戦後の教育改革でもって大学レベルになつたというような経緯がござりますので、何とかこれまでの旧制の大学に追いつき追い越せといふやうな、そういうことに関して、余り早急に専修面というものとリンクさせるというようなことは当分の間お避けいただきて、スムーズに移行できるよろしいだらうか、こういうことです。

それからもう一つは、これまでいわゆる教員の認定試験で小学校の教員及び高等学校、大学においては養成になじみにくいインテリアデザインとかその他さまざまあるいは特殊教育関係の養護訓練とかもつて認定試験というのがございましたけれども、その認定試験と今度新しく発足する新しい免許制度といふものをどういうふうに調和させ統一していくのか、このあたりもかなり大きな問題ではなかろうか。

○下村泰君 参考人の諸先生方は御苦労さんでございました。

○勝木健司君 ありがとうございました。終わり思つくままに述べさせていただきました。

○参考人高倉翔君 研修が重要視されてきた背景に、やはり教員の資質、能力の育成といふところに問題がなかつたのかといふことがあるといふふうな御指摘でございました。研修が重要視されてくるという背景には、確かに我々の地肌に感ずるところとしては、資質、能力の向上といふ点があつたかと思ひますけれども、必ずしもそればかりではありませんで、教職を専門職として認識することによって専門職それ自身がいわゆる職能成長あるいはキャリアアップメント、そ

うなことはちょっと分けて考えなきやならない、こういうふうに思います。

事柄が大変複雑でござりますので、省令事項で定めることに関する先ほど若干の御発言等がありましたので、若干言及させていただきますと、例えば校長とか教頭というような資格をどうするかというようなことに關して、余り早急に専修面というものとリンクさせるというようなことは当分の間お避けいただきて、スムーズに移行できるようなるキャッチアップボリシーが大学の中の非常な努力としてほうふつとしていたわけでございます。これは、それはそれで私は結構なことだと思うんです。

ところが、そのことが教員を養成する、教員の資質とは何かという関心よりもウルトラアカデミズムに徹する、あるいはアカデミックスタンダードを高めることによつて、大阪で言えば京大、阪大に匹敵する大学になるんだと、そちらの方に関心が向いてしまつたために、実は教員養成、教員に求められる資質とは何なのか、具体的にそれをどうするのかといふ点にやや配慮の欠ける点があつたんではなかろうか。これは私の独断と偏見だつたらばお許しいただきたいですが、そんなことがあつた。そんなことの積み重ねがやはり今浮上してきたことの一つの理由ではなかろうか、こ

ういうふうに思つております。

なお、これから積み残しの部分、こういうよ

うなことでございますが、これはやはりいろいろあります。いろいろあらうかと思ひま

すけれども、私は積み残しといふのはどういう点で言つてか、つまり教員養成制度それ自身を変えていくというような意味での積み残しなのか、それ

とも省令事項で定める中身についてどういった点をどういうふうにしていつたらいののかといふよ

うに教師の資格がどうだのこうだのと言えるのかいなど。これは私は本当に言つて先ほどからここに座つてじつと聞いていた感想です。

それだけにえらいこと聞かなきいかぬなと思つて今実は悩んでおるんですよ。私自身はそんな純然たる教育者じゃございませんし、「あゆみの箱」という慈善運動やつて今日まで来て、何とかして障害者の方々の福祉のためにと国会へ参りまして、社会労働委員会というのが私の一番の働き場所であつたというふうに自負しております。それがどういうわけか国会の中の機構で文教委員会でこゝへ來てゐる。こんな恐ろしい委員会に来ようとは思いませんでした。えらいところへ来たなと思つて悩んでおるんです。今実は、そんな資質のある人間じやございませんから、私は。で、先生方がお越しになるというんで嶋井先生だとか高倉先生、辰野先生、浪本先生がそれでお書きになつた、あるいはは談話会だとかいうような資料を見せていただきました。この中のことを拝見しました。

まず、辰野先生にお伺いしたいのは障害児教育における免許のあり方です。特殊教育免許といふ

まして、私は障害児教育のことだけについて諸先生方に御意見を伺います。

まず、辰野先生にお伺いしたいのは障害児教育における免許のあり方です。特殊教育免許といふ

まして、私は障害児教育のことだけについて諸先生方に御意見を伺います。

それから嶋井先生の談話のお話も伺いました。日の丸とかいろんなことがあります。そんなことについても聞こうかなと思つたけれども、

きょうはそれは論外ですから伺いませんが、障害を持った子や、もちろん障害でも障害を持つた子供にはその障害というそのものがあるはその子の個性であるかもわかりませんね。登校拒否をしている子供、子供だけじゃなく人間というのはも

う本來が多様な感覚と個性があるわけですから、その意味からそうした子供たちを排除せず、ともに生きていく立場から教員養成のあり方や資格のあり方について御所見を伺いたいと思います。

それから高倉先生には、諸外国における障害児教育、特殊教育に携わる教員免許養成ですね。そ

の諸外国と日本との違い、これについてちょっと伺いたいと思います。

それから浪本先生には、特殊教育の免許の所持率が非常に低いんですよ、日本はなぜ低いのか、それについての御所見をそれをお伺いさせてください。

私はこの一点だけ質問を終わりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○参考人(辰野千壽君) 障害児教育のことに関するいたしまして免許のあり方ということについては非常に重要な問題であるというふうに考えまして、私どもの大学では、学部は先ほど申し上げましたように小学校、幼稚園の教員養成でござりますので、直接それを専攻するという学生はおりませんけれども、全部の学生に障害児教育というものについてのその指導のあり方を身につけさせるためにこれを必修科目にしております。全員が十分とは申せないにいたしましても、障害児教育についての理解を深めていく。それから大学院におきましては障害児教育を専攻するというコースがございまして、これは障害児教育を専門に教育する課程でございます。これが先ほど来お話しの今度は専修免許状というものを与えられるんじやないかと思つて私は期待をしているわけでございました。

それで、障害児の教育といふものは、これはちょっと時間とて恐縮でございますが、非常に広範囲にわたるいわゆる学際的な領域でございまして、私どもの経験から言いますと学部段階ではなかなか十分な教員養成は難しかろうと。ですから、むしろ大学院の修士課程において障害児教育の教育を徹底いたしまして、そうしてそれについての免許状を出すのが将来のあり方ではないだろうかというふうに考えております。

○参考人(嶺井正也君) 私は、基本的には障害を持つ子供も持たない子供も一緒に学び育つことがからの社会の基本ではないか。これはいわゆるノーマライゼーションという考え方と合つていい方向だと思っています。そういう方向からいた

しますと、私はこれから教員になる人たちとは、

まず基本的には今の学校の中でのいろいろな障害を持つ子供たちと出会つてほしいと思っておりま

す。そして養成段階におきますと私は余り障害児教育を専門にする先生を、それだけを養成すると

いう方向には余り賛成ではございません。むしろ

一緒に学ぶ立場からいますと、障害を持つ子供たちのいろいろな要求にきちっとこたえるには、

あらゆる先生がこの問題を考えるべきであります。そこで特定の領域の特定の先生だけが障害児教育の勉強をするという方向には私は基本的に反対であります。

○参考人(高倉翔君) 諸外国と申しましてもいろ

いろございますが、私はことしの七月に、ア

メリカの六つの大学と日本の六つの大学でもつて、一週間ほど缶詰になって教師教育についてのシンポジウムをやつた。来年は我々がアメリカへ

行く番だ、こういうことになつてゐるわけでござ

います。たまたま筑波大学に割り当てられた課題が障害児教育のための教師教育、こういうような

ことでございまして、若干いろいろな議論をして

いるございますが、私はことしの七月に、ア

メリカの六つの大学と日本の六つの大学でもつて、一週間ほど缶詰になって教師教育についてのシンポジウムをやつた。来年は我々がアメリカへ

行く番だ、こういうことになつてゐるわけでござ

います。たまたま筑波大学に割り当てられた課題が障害児教育のための教師教育、こういうような

ことでございまして、若干いろいろな議論をして

いるございますが、私はことしの七月に、ア

メリカの六つの大学と日本の六つの大学でもつて、一週間ほど缶詰になって教師教育についてのシンポジウムをやつた。来年は我々がアメリカへ

行つて、一週間ほど缶詰になつておりますけれども、何かそのところを全体として縛るような、これまで重複障害ということに全体として対応できるような免許ないしはそのための養成、学習をしたたらどうかというような動きが出てゐるやに伺つております。

そういう点を考えてみると、日本の場合は、今度の免許改定でも障害者の免許というのではなくとして三本立てになつておりますけれども、何かそのところを全体として縛るような、これまで重複障害ということに全体として対応できるような制度ないしはその養成の仕方は、免許として縛るか、あるいは教師の養成段階ないしは研修段階のカリキュラムとして縛るかは別としまして、何らかの形で重度重複障害ということに対応できるような制度ないしはその養成の仕方というものを今後研究開発しなければならないのではないか。

お答えになりませんけれども、そういうことを感じてゐるわけでございます。

○参考人(浪本勝年君) 基本的には養成が非常に困難であるということだと思います。そして大学にはそういう養成コースが少ないので、そして、それに対する需要が多いということです。そして養成する人が少ない。そして、そういう実態がありますから、私ども一般大学を出た学生が教員になります場合に、障害児の学校に回つてくれなんという事態も現実に多く起つてゐるわけです。ですから、需要に見合つた制度を拡充していくということがぜひとも必要だというふうに思つております。

○下村泰君 ありがとうございました。

○委員長(杉山令肇君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもつて終了いたしま

す。

この際、一言であります。

参考人の方々には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表し、厚くお礼を申上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会